定　　款

2026 年 10 月改正

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人西東京市多文化共生センターという。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を東京都西東京市中町５丁目１２番３２号に置く。

（目的）

第 3 条　この法人は、世界の多様な文化の理解及び交流の促進、並びに様々な国の人々が文化の違いを認め合い、尊重しあうことにより、ともに西東京市に暮らす市民として多文化共生社会を構築することを目的として活動する。また、市民レベルの国際交流事業を促進し、友好、親善の機運を醸成することによって、国際相互理解と国際親善を図り、世界平和の維持に貢献するものである。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　国際協力の活動

(2)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(3)　社会教育の推進を図る活動

(4)　まちづくりの推進を図る活動

(5)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(6)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(7)　子どもの健全育成を図る活動

(8)　災害救援活動

(9)　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第 5 条　この法人は、第 3 条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)国際化理解のための事業

①　国際理解・国際交流

②　国際化、多文化共生に関する情報の収集

③　多文化共生に関する情報の多言語による提供

(2)外国人支援のための事業

④　日本語学習支援

⑤　多言語による情報提供

⑥　多言語による相談窓口の開設

⑦　子育て支援

⑧　留学生支援

⑨ 防災・災害時支援

(3)多文化共生に向けての活動活性化のための事業

⑩ この法人と共通の目的を持つ市民・市内各団体・グループの支援・ネットワーク化

⑪ 多文化共生を支援するボランティアの発掘・養成・支援・ネットワーク化

⑫ 日常的な交流の場の設置

(4)その他目的達成の為必要な事業

第2章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員

この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をする為に入会した個人及び団体

(入会)

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

3　代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　代表理事は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第８条　会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)事業年度が終了する日までに、当事業年度の会費を納入しないとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章　役員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)理事　　３人以上　１２人以内

(2)監事　　１人以上　２人以内

2　理事のうち、１人を代表理事、２人を副代表理事とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務全般を統括する。

2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。または、理事会の開催の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章　会議

(種別)

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)会員の除名

(4)事業計画及び予算ならびにその変更

(5)事業報告及び決算

(6)役員の選任及び解任

(7)役員の職務報酬

(8)資産管理の方法

(9)借入金（この事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条　通常総会は、毎年一回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3)監事が第 15 条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第２項第 1 号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により開催日の少なくとも１０日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3)第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第２号および３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産

(資産の構成)

第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第 39 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

(資産の管理)

第 40 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第６章　会計

(会計の原則)

第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

(事業年度)

第 43 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追

加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条　この法人が法第 25 条第３項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)定款の変更に関する事項

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を経なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)正会員の欠亡
(4)合併
(5)破産手続開始の決定
(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるものの内、解散時総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て選定する。

(合併)

第 53 条　この法人が合併しようとするときは､総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経､かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

(公告の方法)

第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにておこなう。

第９章　顧問及び参与

（顧問及び参与の設置）

第 55 条　　この法人に、必要に応じ顧問及び参与をおくことができる。

2　顧問および参与は，理事会において選任し、代表理事が委嘱するものとする。

3　顧問はこの法人の目的達成のために理事会の要請に基づき必要な事項の諮問に意見を述べるものとする。

4　参与はこの法人の特命事項について専門的立場から理事会の要請に基づき意見を述べるものとする。

5　顧問及び参与の任期は理事会にて承認された期間とする。

第１０章　事務局

(事務局の設置)

第 56 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 57 条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 58 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１１章　雑　則

（細則）

第 59 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐々木瑞枝
副代表理事	山邊真理子
副代表理事	木下伸子
理事	齋藤　勝
理事	**杨（楊）智**
理事	種村政男
理事	久保芳昭
監事	鈴木治夫
監事	玉村祐造

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2009 年 5 月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2009 年 3 月 31 日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員　　年会費　①個人　2000 円
　　②家族　3000 円
　　③学生　1000 円
　　④団体　2000 円

(2)　賛助会員（個人）　年会費一口　10,000 円（一口以上）
　　（団体）　年会費一口　30,000 円（一口以上）

附則

この定款は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

この定款は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

この定款は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 8 月 16 日から施行する。

この定款は、令和 8 年 10 月 16 日から施行する。